教育福祉委員会審査日程表

日時　平成２７年３月３日（火）
　　午前１０時開議
場所　第３・４委員会室

第１　議案第１３号　流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第２　議案第９号　平成２６年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

第３　議案第８号　平成２７年度流山市後期高齢者医療特別会計予算

第４　議案第１０号　流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第５　議案第１１号　流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例及び流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第６　議案第１２号　介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第７　議案第７号　平成２７年度流山市介護保険特別会計予算

第８　議案第１５号　流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１６号　流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第９　議案第１４号　流山市児童育成手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

第10　所管事務の継続調査について

教育福祉常任委員会
資料１

議案第　１０　号

流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

流山市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年２月１９日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　第１号被保険者に係る平成２７年度から平成２９年度までの介護保険料の額を定めるためである。

流山市介護保険条例の一部を改正する条例

流山市介護保険条例（平成１２年流山市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第４条中「平成２４年度から平成２６年度まで」を「平成２７年度から平成２９年度まで」に改め、同条第１号中「１６，５００円」を「２５，０００円」に改め、同条第２号中「２２，０００円」を「３３，０００円」に改め、同条第３号中「３８，５００円」を「４１，７００円」に改め、同条第４号中「５５，０００円」を「５０，７００円」に改め、同条第１１号中「１１０，０００円」を「１４９，２００円」に改め、同号を同条第１８号とし、同号の前に次の６号を加える。

（１２）次のいずれかに該当する者　１０７，４００円

ア　合計所得金額が５００万円以上６００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第１４号イ、第１５号イ、第１６号イ又は第１７号イに該当する者を除く。）

（１３）次のいずれかに該当する者　１１３，４００円

ア　合計所得金額が６００万円以上７００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第１５号イ、第１６号イ又は第１７号イに該当する者を除く。）

（１４）次のいずれかに該当する者　１１９，４００円

ア　合計所得金額が７００万円以上８００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、

次号イ、第１６号イ又は第１７号イに該当する者を除く。）

（１５）次のいずれかに該当する者　１２５，３００円

ア　合計所得金額が８００万円以上９００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ又は第１７号イに該当する者を除く。）

（１６）次のいずれかに該当する者　１３１，３００円

ア　合計所得金額が９００万円以上１，０００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（１７）次のいずれかに該当する者　１４０，２００円

ア　合計所得金額が１，０００万円以上１，５００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第４条第１０号中「９９，０００円」を「１０１，４００円」に改め、同号ア中「８００万円以上１，０００万円未満」を「４００万円以上５００万円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イ、第１６号イ又は第１７号イ」を加え、同号を同条第１１号とし、同条第9号中「９３，５００円」を「９５，５００円」に改め、同号ア中「６００万円以上８００万円未満」を「３００万円以上４００万円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イ、第１６号イ又は第１７号イ」に改め、同号を同条第１０号とし、同条第８号中「８８，０００円」を「８９，５００円」に改め、同号ア中「４００万円以上６００万円未満」を「２００万円以上３００万円未満」に改め、

同号イ中「又は第１０号イ」を「、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イ、第１６号イ又は第１７号イ」に改め、同号を同条第９号とし、同条第７号中「８２，５００円」を「７７，６００円」に改め、同号ア中「２００万円以上４００万円未満」を「１６０万円以上２００万円未満」に改め、同号イ中「第９号イ又は第１０号イ」を「第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イ、第１６号イ又は第１７号イ」に改め、同号を同条第８号とし、同条第６号中「７１，５００円」を「７４，６００円」に改め、同号ア中「２００万円未満」を「１６０万円未満」に改め、同号イ中「、第８号イ」を削り、「又は第１０号イ」を「、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イ、第１６号イ又は第１７号イ」に改め、同号を同条第７号とし、同条第５号中「６６，０００円」を「６８，６００円」に改め、同号イ中「、第７号イ」を削り、「又は第１０号イ」を「、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イ、第１６号イ又は第１７号イ」に改め、同号を同条第６号とし、同条第４号の次に次の１号を加える。

（５）令第３９条第１項第５号に掲げる者　５９，７００円

第４条に次の１項を加える。

２　所得の少ない第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第１号に該当する者の平成２７年度から平成２９年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、２２，０００円とする。

第６条第３項中「若しくはハ」を「若しくはニ」に、「若しくは第４号ロ又は第４条第５号イ、第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ若しくは第１０号イ」を「、第４号ロ若しくは第５号ロ又は第４条第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ、第１５号イ、第１６号イ若しくは第１７号イ」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の流山市介護保険条例の規定は、平成２７年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２６年度分までの保険

料については、なお従前の例による。

（4）第１号被保険者（65 歳以上）の介護保険料の設定

① 給付費と保険料

65 歳以上の方の介護保険料は、介護保険サービスの利用量に対応した必要な財源です。したがって、利用量の増加は保険料の上昇につながるものです。

施設入所待機者の解消や認知症高齢者の増加に対応するため、第６期においても特別養護老人ホームの整備を進めて行く必要がありますので、第６期の介護保険料の算定では、その分の利用量増加も見込んでいます。

② 第５期（平成 24～26 年度）事業計画と第６期（平成 27～29 年度）事業計画の保険料設定上の変更点

【第１号被保険者及び第２号被保険者の負担割合】

第２号被保険者（40 歳～64 歳の方）の人口減により、負担割合が 29%から 28%に変更されます。第１号被保険者（65 歳以上の方）については、人口増により、負担率が第５期と比べ１%の増加となりましたが、国から調整交付金が 0.9%分交付される見込みのため、負担割合は、26.1%になります。

▼介護保険の財源構成

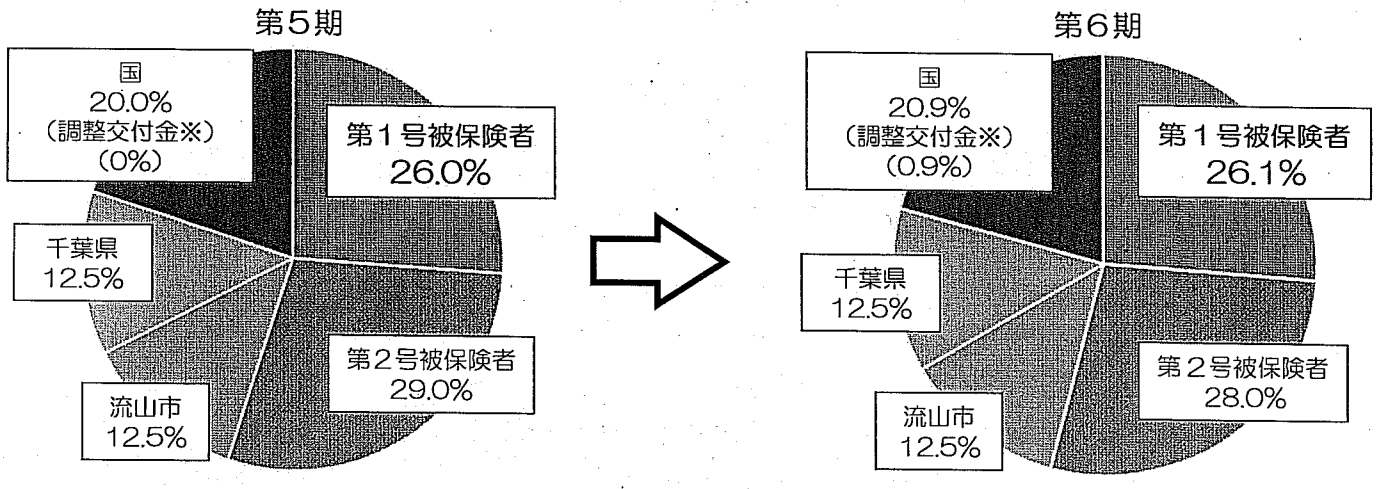

※ 調整交付金とは、市町村間の介護保険料の格差を調整するために、国から市町村に交付されるもので、市町村ごとの第１号被保険者中の 75 歳以上の方の割合と、所得水準によって交付額が決定されます。（全国平均で５%）

流山市は、第５期では介護給付費の約 0.1%分しか交付されませんでしたが、第６期については、約 0.9%交付される見込みとなっています。

【公費による保険料軽減の強化】

低所得者の介護保険料軽減のための費用として、約１億４千万円が投入される予定です。このうちの50%を国、25%を県、25%を市がそれぞれ負担します。

【費用負担の公平化】

介護保険法改正に基づき、費用負担の公平化を目的として、合計所得金額160万円（①）以上の方の利用者負担の２割への引き上げ、補足給付の配偶者所得、預貯金等及び非課税年金の勘案、高額介護サービス費の現役並み所得者に係る限度額の見直し（②）を行います。これらを実施することにより、第６期の保険料基準額の上昇額は、80円抑えられることになります。

＊（①）及び（②）は、今後の国の政令により定められます。

【介護給付費準備基金】

第６期では、介護給付費準備基金を８千万円取り崩して給付費に繰り入れることにより、保険料基準額の上昇を48円抑制します。

③ 第６期（平成27～29年度）の保険料

第６期の介護保険サービスに必要な標準給付費は約307億円（第５期は約255億円）になる見込みです。この標準給付費に地域支援事業費を加算した319億円と65歳以上の人口推計から、第６期の介護保険料基準月額は4,980円（第５期は4,590円）となります。

▼保険料基準額の算定イメージ

■地域支援事業費：約12億円
■標準給付費：約307億円
※介護予防給付及び介護給付等の介護保険事業に関する総費用

約319億円

【標準給付費の上昇要因】
・特別養護老人ホーム等の施設サービスの充実化
・要介護認定者の増加に伴うサービス利用量の増加

×

第１号被保険者負担割合
26.1%

所得段階別加入割合補正後被保険者数（推計）：約141,000人
※第６期（平成27～29年度）の第１号被保険者の延人数

【保険料引き下げ要因】
・法改正による費用負担の公平化の実施
・介護給付費準備基金の取り崩し

保険料基準額（月額）
4,980円

④ 第６期（平成 27～29 年度）の保険料所得段階設定

第６期の保険料所得段階の設定については、負担能力に応じた保険料賦課とする観点から、以下の項目に関して実施します。

【第１段階と第２段階を統合】

法令改正により、第１段階と第２段階を統合し、低所得者の負担軽減を図ります。

【低所得者の保険料率を引き下げ】

第１段階（旧第２段階）の基準額に対する料率を 0.4 から 0.37 に、第２段階（旧第３段階特例）の料率 0.6 から 0.55 に引き下げ、低所得者の負担軽減を図ります。この保険料率引き下げにより、第１段階と第２段階の保険料額は、第５期と同額のまま据え置きます。

【所得に応じた多段階設定】

第５期については、所得段階を 11 段階 13 区分とし、所得に応じた保険料賦課としてきました。第６期においては、所得水準に応じてよりきめ細かな所得段階を設定する観点から、所得段階を 18 段階とし、より負担能力に応じた多段階設定に見直します。

(5) 第５期と第６期の介護保険料所得段階設定の比較

第５期（平成24～26年度）の介護保険料所得段階表

区分	保険料段階	対象者	保険料額	
			年額 【基準額×料率】	月額
1	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税者	16,500円 【基準額×0.3】	(1,375円)
2	第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	22,000円 【基準額×0.4】	(1,833円)
3	第3段階 （特例）	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	33,000円 【基準額×0.6】	(2,750円)
4	第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方	38,500円 【基準額×0.7】	(3,208円)
5	第4段階 （特例）	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	49,500円 【基準額×0.9】	(4,125円)
6	第4段階 【基準額】	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方	55,000円 【基準額】	4,590円
7	第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	66,000円 【基準額×1.2】	(5,500円)
8	第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	71,500円 【基準額×1.3】	(5,958円)
9	第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	82,500円 【基準額×1.5】	(6,875円)
10	第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	88,000円 【基準額×1.6】	(7,333円)
11	第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	93,500円 【基準額×1.7】	(7,792円)
12	第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	99,000円 【基準額×1.8】	(8,250円)
13	第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	110,000円 【基準額×2.0】	(9,167円)

※保険料月額について、（　　）の金額は、保険料年金額を月額換算した額となっており、円未満を四捨五入しています。

第６期（平成27～29年度）の介護保険料所得段階表

保険料段階	対象者	保険料額	
		年額 【基準額×料率】	月額
第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税者。もしくは、本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	22,000円【※】 【基準額×0.37】	(1,833円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	33,000円 【基準額×0.55】	(2,750円)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方	41,700円 【基準額×0.7】	(3,475円)
第4段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	50,700円 【基準額×0.85】	(4,225円)
第5段階 【基準額】	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方	59,700円 【基準額】	4,980円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	68,600円 【基準額×1.15】	(5,717円)
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上160万円未満の方	74,600円 【基準額×1.25】	(6,217円)
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が160万円以上200万円未満の方	77,600円 【基準額×1.3】	(6,467円)
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	89,500円 【基準額×1.5】	(7,458円)
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	95,500円 【基準額×1.6】	(7,958円)
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	101,400円 【基準額×1.7】	(8,450円)
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	107,400円 【基準額×1.8】	(8,950円)
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	113,400円 【基準額×1.9】	(9,450円)
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	119,400円 【基準額×2.0】	(9,950円)
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	125,300円 【基準額×2.1】	(10,442円)
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	131,300円 【基準額×2.2】	(10,942円)
第17段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	140,200円 【基準額×2.35】	(11,683円)
第18段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の方	149,200円 【基準額×2.5】	(12,433円)

※保険料月額について、（　　）の金額は、保険料年金額を月額換算した額となっており、円未満を四捨五入しています。
※第１段階は、低所得者の介護保険料軽減のための費用を投入することにより、25,000円から3,000円減額した金額となっています。

教育福祉常任委員会
資料２

議案第　１１　号

流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例及び流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例及び流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年２月１９日提出

流山市長　井崎義治

提案理由　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、同法を引用する条項を整理するためである。

流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例及び流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

（流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例の一部改正）

第１条　流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例（平成１３年流山市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「同条第１４項に規定する地域密着型介護予防サービス」を「同条第１２項に規定する地域密着型介護予防サービス」に、「同条第１８項」を「同条第１６項」に改める。

（流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部改正）

第２条　流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（平成２６年流山市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１１５条の４６第４項」を「第１１５条の４６第５項」に改める。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例案（平成１３年流山市条例第８号）新旧対照表

改正後	改正前
○流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例 平成１３年３月２３日 条例第８号 改正　平成１７年９月３０日条例第３４号 平成１８年３月２７日条例第１３号 平成２５年１０月１５日条例第３０号	○流山市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例 平成１３年３月２３日 条例第８号 改正　平成１７年９月３０日条例第３４号 平成１８年３月２７日条例第１３号 平成２５年１０月１５日条例第３０号
（目的） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１９条第１項に規定する要介護認定又は同条第２項に規定する要支援認定を受けた被保険者（以下「要介護等被保険者」という。）に対し、高額介護サービス費又は居宅介護サービス費の支給対象となる居宅サービス等の費用に係る資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、市が行う介護保険の被保険者の福祉の向上に寄与することを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１９条第１項に規定する要介護認定又は同条第２項に規定する要支援認定を受けた被保険者（以下「要介護等被保険者」という。）に対し、高額介護サービス費又は居宅介護サービス費の支給対象となる居宅サービス等の費用に係る資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、市が行う介護保険の被保険者の福祉の向上に寄与することを目的とする。
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　居宅サービス等　法第８条第１項に規定する居宅サービス、同条第１４項に規定する地域密着型サービス、同条第２１項に規定する居宅介護支援、同条第２３項に規定する施設サービス、法第８条の２第１項に規定する介護予防サービス、同条第１２項に規定する地域密着型介護予防サービス、同条第１６項に規定する介護予防支援及び法第４５条第１項に規定する住宅改修をいう。 （２） ～以下省略～	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　居宅サービス等　法第８条第１項に規定する居宅サービス、同条第１４項に規定する地域密着型サービス、同条第２１項に規定する居宅介護支援、同条第２３項に規定する施設サービス、法第８条の２第１項に規定する介護予防サービス、同条第１４項に規定する地域密着型介護予防サービス、同条第１８項に規定する介護予防支援及び法第４５条第１項に規定する住宅改修をいう。 （２） ～以下省略～

流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例案（平成２６年流山市条例第３４号）新旧対照表

改正後	改正前
○流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例 平成２６年１２月２２日 条例第３４号 （目的） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４６第５項の規定に基づき市が定める地域包括支援センターの職員に係る基準等を定めるものとする。 （定義） 第２条 ～以下省略～	○流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例 平成２６年１２月２２日 条例第３４号 （目的） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４６第４項の規定に基づき市が定める地域包括支援センターの職員に係る基準等を定めるものとする。 （定義） 第２条 ～以下省略～

教育福祉常任委員会
資料３

議案第　１２　号

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年２月１９日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、介護保険法に基づく地域密着型サービス等の基準を定める関係条例を整備するためである。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年流山市条例第８号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第２条中「（平成２４年厚生労働省令第３０号）」を「（平成２７年厚生労働省令第４号。以下「改正省令」という。）」に改める。

第１４条中「できるよう」を「できるよう生活機能の維持又は向上を目指し」に改める。

「第１１章　複合型サービス」を「第１１章　看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第３０条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第３１条中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第３２条中「基準省令」の次に「（改正省令附則第２条第２号の規定により、なお効力を有することとなる規定を含む。）」を加える。

（流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２５年流山市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「（平成２４年厚生労働省令第３０号）」を「（平成２７年厚生労働省令第４号）」に改める。

（流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第３条　流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２６年流山市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成２５年厚生労働省令第１０５号」を「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成２７年厚生労働省令第４号」に、「整備省令」を「改正省令」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（流山市指定地域密着型サービスに関する経過措置）

２　この条例の施行の際、現に複合型サービス事業所として介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４２条の２第１項本文の指定を受けている事業所は、この条例の施行の日以後においては、看護小規模多機能型居宅介護としての指定を受けているものとみなす。この場合において、当該指定の有効期間の満了日は、指定複合型サービス事業者として法第４２条の２第１項本文の指定を受けた指定の有効期間の満了日とする。

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（平成２５年流山市条例第８号）新旧対照表

改正後	改正前
○流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 平成２５年３月２７日 条例第８号	○流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 平成２５年３月２７日 条例第８号
目次	目次
第１章　総則（第１条―第３条） 第２章　指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準（第４条・第５条） 第３章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第６条―第１１条） 第４章　夜間対応型訪問介護（第１２条・第１３条） 第５章　認知症対応型通所介護（第１４条―第１９条） 第６章　小規模多機能型居宅介護（第２０条・第２１条） 第７章　認知症対応型共同生活介護（第２２条・第２３条） 第８章　地域密着型特定施設入居者生活介護（第２４条・第２５条） 第９章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第２６条・第２７条） 第１０章　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第２８条・第２９条） 第１１章　看護小規模多機能型居宅介護（第３０条・第３１条） 第１２章　指定地域密着型サービスに関するその他の基準（第３２条） 附則	第１章　総則（第１条―第３条） 第２章　指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準（第４条・第５条） 第３章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第６条―第１１条） 第４章　夜間対応型訪問介護（第１２条・第１３条） 第５章　認知症対応型通所介護（第１４条―第１９条） 第６章　小規模多機能型居宅介護（第２０条・第２１条） 第７章　認知症対応型共同生活介護（第２２条・第２３条） 第８章　地域密着型特定施設入居者生活介護（第２４条・第２５条） 第９章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第２６条・第２７条） 第１０章　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第２８条・第２９条） 第１１章　複合型サービス（第３０条・第３１条） 第１２章　指定地域密着型サービスに関するその他の基準（第３２条） 附則
第１章　総則 （趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７８条の２第１項及び第４項第１号の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに法第７８条の４第１項及び第	第１章　総則 （趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７８条の２第１項及び第４項第１号の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに法第７８条の４第１項及び第

改正後	改正前
２項の規定による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。	２項の規定による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。
（定義）	（定義）
第２条　この条例において使用する用語の意義は、特に定める場合を除き、法及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成２７年厚生労働省令第４号）による改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。	第２条　この条例において使用する用語の意義は、特に定める場合を除き、法及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成２４年厚生労働省令第３０号）による改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。
～省略～	～省略～
（基本方針）	（基本方針）
第１４条　指定認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。	第１４条　指定認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。	２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。
～中略～	～中略～
第１１章　看護小規模多機能型居宅介護	第１１章　複合型サービス
（基本方針）	（基本方針）
第３０条　指定看護小規模多機能型居宅介護の事業は、第２０条に規定する	第３０条　指定複合型サービスの事業は、第２０条に規定する指定小規模多

改正後	改正前
指定小規模多機能型居宅介護の事業の基本方針を踏まえて行うものであるとともに、その利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものであるということを踏まえて行うものでなければならない。 （準用） 第３１条　第７条、第１１条、第１５条、第１７条及び第１８条の規定は、看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。 第１２章　指定地域密着型サービスに関するその他の基準 （指定地域密着型サービスに関するその他の基準） 第３２条　第３条及び第６条から前条までに定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、基準省令（改正省令附則第2条第2号の規定により、なお効力を有することとなる規定を含む。）の定めるところによる。	機能型居宅介護の事業の基本方針を踏まえて行うものであるとともに、その利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものであるということを踏まえて行うものでなければならない。 （準用） 第３１条　第７条、第１１条、第１５条、第１７条及び第１８条の規定は、複合型サービスの事業について準用する。 第１２章　指定地域密着型サービスに関するその他の基準 （指定地域密着型サービスに関するその他の基準） 第３２条　第３条及び第６条から前条までに定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、基準省令の定めるところによる。

流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を一部を改正する条例案（平成２５年流山市条例第９号）新旧対照表

改正後	改正前
○流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 平成２５年３月２７日 条例第９号	○流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 平成２５年３月２７日 条例第９号
目次 第１章　総則（第１条―第３条） 第２章　指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準（第４条） 第３章　介護予防認知症対応型通所介護（第５条―第１０条） 第４章　介護予防小規模多機能型居宅介護（第１１条―第１３条） 第５章　介護予防認知症対応型共同生活介護（第１４条・第１５条） 第６章　指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準（第１６条） 附則	目次 第１章　総則（第１条―第３条） 第２章　指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準（第４条） 第３章　介護予防認知症対応型通所介護（第５条―第１０条） 第４章　介護予防小規模多機能型居宅介護（第１１条―第１３条） 第５章　介護予防認知症対応型共同生活介護（第１４条・第１５条） 第６章　指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準（第１６条） 附則
第１章　総則 （趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の１２第２項第１号の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに法第１１５条の１４第１項及び第２項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。	第１章　総則 （趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の１２第２項第１号の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに法第１１５条の１４第１項及び第２項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。
（定義） 第２条　この条例において使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成２７年厚生労働省令第４号）による改正	（定義） 第２条　この条例において使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成２４年厚生労働省令第３０号）による改

改正後	改正前
後の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３６号。以下「予防基準省令」という。）において使用する用語の例による。 ～以下省略～	正後の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３６号。以下「予防基準省令」という。）において使用する用語の例による。 ～以下省略～

流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を一部を改正する条例案（平成２６年流山市条例第３５号）新旧対照表

改正後	改正前
○流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 平成２６年１２月２２日 条例第３５号 （趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の２４第１項及び第２項の規定に基づき、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとともに、法第１１５条の２２第２項第１号の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。 （定義） 第２条　この条例で使用する用語の意義は、特に定めのある場合を除き、法並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成２７年厚生労働省令第４号。以下「改正省令」という。）による改正後の介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）及び改正省令による改正後の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。 ～以下省略～	○流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 平成２６年１２月２２日 条例第３５号 （趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の２４第１項及び第２項の規定に基づき、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとともに、法第１１５条の２２第２項第１号の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。 （定義） 第２条　この条例で使用する用語の意義は、特に定めのある場合を除き、法並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成２５年厚生労働省令第１０５号。以下「整備省令」という。）による改正後の介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）及び整備省令による改正後の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。 ～以下省略～

重度心身障害者（児）医療費助成制度（以下「重度医療」という）の現物給付化について

● はじめに

重度医療制度とは

重度医療制度とは、重度心身障害者に対し医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的として、保険診療の一部負担金を市が助成するものです。

※一部負担金：医療機関等において、保険診療分に対する窓口負担しなければならない金額のこと。

● 現行の制度について（償還払い方式）

償還払いとは、公的医療保険等において、対象者が医療機関等に費用をいったん支払い、その後、一部負担金について市へ請求することで助成を受ける制度です。

現在実施している重度医療については、受診月単位で各保険医療機関等へ支払った領収書を受領証明書（市指定様式）に添付し、市へ提出（請求）していただいています。

市では、国民健康保険、後期高齢者医療保険、社会保険等の各保険組合等での高額療養費及び付加給付金等の給付を確認し、保険診療における一部負担金から差し引いた金額を口座振込により給付しています。給付時期については、申請していただいた翌月～４ヶ月を要します。

１．重度医療の償還払い方式から現物給付化※への経過について

県の意向（平成 26 年 6 月 17 日県議会において）

○知事（森田　健作）答弁

本制度の現物給付化※については、平成 24 年の県議会における全会一致の請願の採択を受け、本格的な検討を進め、昨年の 9 月議会において、現物給付化の方向性を打ち出した。複数回にわたり実施した市町村への意向調査では、その 9 割以上が現物給付化を望んでおり、制度の具体案の取りまとめに向け、市町村、関係団体とも協議を重ねてきた。これまでの協議結果を踏まえ、平成 27 年 8 月から現物給付化を実施したい。

自己負担や助成対象の見直しについて、市町村等との協議結果を踏まえ、自己負担については、子ども医療費助成制度と同様に一定の負担を求めることとし、負担額は、同制度と同じく、低所得者を除き、通院１回、入院１日につき３００円としたい。

また、助成対象については、国の高齢者医療制度との整合を図る観点から、他県の制度も参考に、制度の見直し以降に６５歳以上で新たに重度障害となった方を対象外としたい。

※現物給付について

現物給付とは、医療機関の窓口で定額一部負担金以外の費用を支払うことなく、診療、薬などの医療サービスを受けられる仕組みのことです。

また、重度心身障害者（児）医療費助成受給券の提示がない場合は現在の給付方法と同様、償還払い方式での給付となります。

2．償還払いから現物給付化による変化

内容	千葉県要綱		流山市	
	現行制度	見直し（案）	現行制度	見直し（案）
① 助成対象	身体障害者手帳1級・2級	身体障害者手帳1級・2級	身体障害者手帳1級・2級	身体障害者手帳1級・2級
	療育手帳Ⓐ・Aの所持者。	療育手帳Ⓐ・Aの所持者。	療育手帳Ⓐ・A 精神保健福祉手帳1級・2級（市独自） の所持者。	療育手帳Ⓐ・A 精神保健福祉手帳1級・2級（市独自） の所持者。
② 支払方法	償還払い。 （医療機関窓口で通常通り医療保険の自己負担分3割又は1割を支払、後日その領収書を添えて市に申請し、還付を受ける）	現物給付。 （医療機関窓口で市が交付した受給者証を提示し、下記自己負担額のみを支払う）	償還払い。 （医療機関窓口で通常通り医療保険の自己負担分3割又は1割を支払、後日その領収書を添えて市に申請し、還付を受ける）	現物給付。 （医療機関窓口で市が交付した受給者証を提示し、下記自己負担額のみを支払う） ※ただし、市独自部分の精神保健福祉手帳1級・2級所持者については、現行制度同様、償還払い。
③ 窓口負担	なし。	非課税世帯は、自己負担なし。 課税世帯（健康保険世帯） ・通院　1回300円 ・入院　1日300円 （入院時の食事代補助なし）	なし。 ※ただし、市独自部分の精神保健福祉手帳1級・2級所持者については、精神通院以外（精神通院部分については障害者自立支援医療制度で対応。	非課税世帯は、自己負担なし。 課税世帯（健康保険世帯） ・通院　1回300円 ・入院　1日300円（入院時の食事代補助なし） ※ただし、市独自部分の精神保健福祉手帳1級・2級所持者については、左記現行制度同様とし、上記自己負担はなし。
④ 高齢者の取り扱い	年齢制限なし。	65歳以上で上記①の新規手帳を取得する後期高齢者医療制度対象者※は、当該医療制度で対応し対象外。（既に本制度の助成を受けている者は継続して対象）	年齢制限なし。	65歳以上で上記①の新規手帳を取得する後期高齢者医療制度対象者は、当該医療制度で対応し対象外。（既に本制度の助成を受けている者は継続して対象）
⑤ 所得制限	障害者自立支援医療制度に準拠。（市民税額235,000円以上は支給停止）	障害者自立支援医療制度に準拠。（市民税額235,000円以上は支給停止）	障害者自立支援医療制度に準拠。（市民税額235,000円以上は支給停止）	障害者自立支援医療制度に準拠。（市民税額235,000円以上は支給停止）

子ども医療費助成制度	・通院　1回300円 ・入院　1日300円（食事代補助あり） 対象：小学3年生まで 所得制限：児童手当準拠	・通院　1回200円 ・入院　1日200円（食事代補助あり） 対象：中学3年生まで 所得制限：なし

＿＿＿部分は、現物給付化に伴う変更部分　　＿＿＿部分は、流山市独自部分

3．子ども医療制度と重度医療制度の関係について（利用手続きの煩雑さを解消）

・0歳～中学3年生（満15歳に達する年の3月31日）まで　⇒　子ども医療制度。
・子ども医療終了後～　⇒　重度医療制度。

資料2

(表)

重度心身障害者(児)医療費助成受給券

公費負担者番号								
受給者番号								

対象者	住所	〒	
	氏名		男・女
	生年月日	年月日	
	被保険者証記号・番号		
	保険者名		
有効期限		年 月 日～年 月 日	
自己負担金	適用		
	入院		
	保険調剤		

○○市町村長 ○ ○ ○ ○ (印)

(裏)

注意事項

1 受診の際は、この受給券を医療機関(保険調剤薬局、接骨院等を含む)に必ず提示してください。

2 医療機関で本券を提示しなかった場合、県外の医療機関やこの制度による診療を行っていない医療機関で受診した場合は、保険の自己負担区分を一旦支払い、その後にお住まいの市(町村)窓口で償還の手続きをしてください。後日、市(町村)より助成額をお支払いいたします。

3 県外の国保組合に加入している方で、1か月に自己負担額が(80,100円＋(総医療費－267,000円)×1%)を超える場合は、超えた額について医療機関の窓口で支払ってください。窓口で支払った分については、後日、保険者に償還の申請を行ってください。

4 更生医療、育成医療等、他の医療給付の公費医療制度が適用される場合は、それらの公費医療が優先適用されます。

5 学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツセンター振興センターの災害救済給付の対象となる場合は、この受給券を使用することができません。

6 次のような変更があった場合は、すみやかに市町村に届け出てください。

(1)本市(町村)外へ転出するとき。(受給券を添付)
→転出後はこの券は使えません。転出先の市町村で制度の詳細についてお問い合わせください。
(2)加入している健康保険が変更したとき。(受給券と新しい保険証を添付)
(3)住所を変更したとき。(受給券と住民票を添付)
(4)氏名を変更したとき。(受給券と戸籍抄本を添付)
(5)生活保護を受けるようになったとき。
(6)その他資格事項に変更が生じたとき。(受給券と変更事項を証明する書類を添付)

7 有効期間が過ぎた場合は、本券を返却してください。

8 受給資格が無い方が本制度による医療費助成を受けた場合又は市(町村)による過払いが生じた場合には、後日、市(町村)による返還請求させていただきます。

9 お問い合わせ先

〈見本〉

資料3

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例（平成１９年流山市条例第４５号）新旧対照表

改正後	改正前
（定義） 第３条　この条例において、「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者（当該要件に該当することとなった年齢が、６５歳以上である者を除く。）をいう。 （１）　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該身体障害者手帳に掲げる身体障害者等級表の級別が１級又は２級のもの （２）　知事が交付する療育手帳の交付を受けた者であって、当該療育手帳に掲げる障害の程度が（（A））、（（A））の１、（（A））の２、Aの１若しくはAの２のもの又は知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１２条に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１２条第１項に規定する児童相談所において知的障害と判定された者であって、その障害の程度が重度に相当すると判定されたもの （３）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該精神障害者保健福祉手帳に掲げる障害等級が１級又は２級のもの ２　この条例において、「特定疾病者」とは、次の各号に掲げる疾病のいずれかにり患している者をいう。 （１）　難治性の肝炎（劇症肝炎を除く。） （２）　ネフローゼ ３　この条例において、「社会保険各法」とは、健康保険法（大正１１年法律第７０号）、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）、私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）、国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）、地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）又は高齢者の医療の	（定義） 第３条　この条例において、「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者＿＿＿

改正後	改正前
確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）をいう。	確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）をいう。
４　この条例において、「一部負担金」とは、保険医療等に係る費用の額から社会保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。	
５　この条例において、「自己負担金」とは、国又は地方公共団体が公費負担医療制度による給付決定をした場合において、当該給付決定を受けた者が負担しなければならない額をいう。	
６　この条例において、「負担基準額」とは、この条例の規定により重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた者が負担すべき額をいう。	
７　この条例において、「保険医療機関等」とは、保険医療等を取り扱う病院、診療所、薬局等をいう。	
８　この条例において「自立支援医療」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第２２項に規定する自立支援医療をいう。	４　この条例において「自立支援医療」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第２２項に規定する自立支援医療をいう。
９　この条例において「被保険者等」とは、重度障害者又は特定疾病者が適用を受ける社会保険各法による被保険者、世帯主又は組合員をいう。	５　この条例において「被保険者等」とは、重度障害者又は特定疾病者が適用を受ける社会保険各法による被保険者、世帯主又は組合員をいう。
（優先関係）	（医療費の額の算定方法）
第５条　重度障害者に係る疾病が、他の法令等による公費負担医療制度の対象となるものである場合は、その制度を優先適用する。	第５条　重度障害者医療費の額の算定方法は、別表第１の定めるところによる。
	２　特定疾病者医療費の額の算定方法は、別表第２の定めるところによる。
（医療費の額）	
第６条　支給対象者（第３条第１項第１号及び第２号の規定に該当する重度障害者に係るものに限る。以下この項において同じ。）に重度障害者医療費として支給する額は、次に掲げる額の合計額から別表第１に定める負担基準額を控除した額（一部負担金及び自己負担金の合計額が負担基準額に満たないときは当該合計額）とする。ただし、調剤については、同表に定める世帯区分にかかわらず、次に掲げる額とする。	
（１）　支給対象者が保険医療機関等で保険給付を受けた場合（次号に掲げる場合を除く。）は、その一部負担金に相当する額	

改正後	改正前
（２）　支給対象者が保険給付につき保険医療機関等で一部負担金を負担した場合は、当該一部負担金の額 （３）　支給対象者が自立支援医療を受けた場合においては自己負担金の額 （４）　国又は地方公共団体が公費負担医療制度による給付決定をした場合においては、自己負担金の額 ２　前項の規定による医療費の額は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び社会保険各法の規定に基づく規則又は定款等により附加給付金の支給を受けた場合は、当該医療費の額からその額を控除するものとする。 ３　給付される食事療養及び生活療養に係る負担額は、第１項第１号から第３号までに規定する一部負担金及び自己負担金の額には参入しない。 ４　支給対象者（第３条第１項第３号の規定に該当する重度障害者に係るものに限る。）に重度障害者医療費として支給する額は、別表第２の定めるところにより算定した額とする。 ５　特定疾病者医療費の助成額は、別表第３の定めるところによる。	
（申請） 第７条　医療費の支給を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。 ２　前項の規定による申請があったときは、市長は速やかに受給資格の有無を決定するとともに、受給資格を有すると認めたときは、受給券を交付するものとする。	（申請） 第６条　医療費の支給を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。 ２　前項の規定による申請があったときは、市長は速やかに受給資格の有無を決定するものとする。
（受給権の消滅） 第８条　前条第２項の規定により医療費の受給資格が認められた者（以下「受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該受給権者の医療費の支給を受ける権利は、消滅する。 （１）　支給対象者でなくなったとき。 （２）　市長が受給権者でないと決定したとき。	（受給権の消滅） 第７条　前条第２項の規定により医療費の受給資格が認められた者（以下「受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該受給権者の医療費の支給を受ける権利は、消滅する。 （１）　支給対象者でなくなったとき。 （２）　市長が受給権者でないと決定したとき。

改正後	改正前
（医療費の支給） 第９条　医療費は、規則で定める方法により支給する。	（医療費の支給） 第８条　市長は、受給権者の請求に基づき医療費を支給する。この場合において、受給権者は、医療費の領収証等自らが負担した医療費の額を証する書類を添付しなければならない。
２　医療費は、第７条第２項の規定により医療費の受給資格が認められた日の医療費から前条の規定により受給権の消滅した日の医療費までを支給する。	２　医療費は、第６条第２項の規定により医療費の受給資格が認められた日の医療費から前条の規定により受給権の消滅した日の医療費までを支給する。
（現況の届出） 第１０条　受給権者は、市長が定める時期に、医療費の支給に係る障害又は疾病の現況及び市町村民税の課税状況を市長に届け出なければならない。	（現況の届出） 第９条　受給権者は、市長が定める時期に、医療費の支給に係る障害又は疾病の現況及び市町村民税の課税状況を市長に届け出なければならない。
（支給の停止） 第１１条　重度障害者医療費の受給権者及び当該受給権者と生計を一にする者として規則で定めるものについて、当該重度障害者に対する保険医療等がなされた月の属する年度分（当該保険医療等がなされた月が４月から７月までの場合にあっては前年度分）の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税の同法第２９２条第１項第２号に掲げる所得割（同法第３２８条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第２９条第１項に規定する額以上であるときは、当該年度の８月１日から当該年度の翌年度の７月３１日までに受けた保険医療等に対する重度障害者医療費は、支給しない。	（支給の停止） 第１０条　重度障害者医療費の受給権者及び当該受給権者と生計を一にする者として規則で定めるものについて、当該重度障害者に対する保険医療等がなされた月の属する年度分（当該保険医療等がなされた月が４月から７月までの場合にあっては前年度分）の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税の同法第２９２条第１項第２号に掲げる所得割（同法第３２８条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第２９条第１項に規定する額以上であるときは、当該年度の８月１日から当該年度の翌年度の７月３１日までに受けた保険医療等に対する重度障害者医療費は、支給しない。
（変更の届出） 第１２条　受給権者は、適用される社会保険の種類の変更その他の医療費の受給資格の変更があったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。	（変更の届出） 第１１条　受給権者は、適用される社会保険の種類の変更その他の医療費の受給資格の変更があったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
（支給の調整） 第１３条　市長は、重度障害者又は特定疾病者の疾病又は負傷に対する社会	（支給の調整） 第１２条　市長は、重度障害者又は特定疾病者の疾病又は負傷に対する社会

改正後	改正前
保険各法による給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、当該第三者の損害賠償義務の限度において医療費の全部又は一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額を返還させることができる。	保険各法による給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、当該第三者の損害賠償義務の限度において医療費の全部又は一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額を返還させることができる。
（不正利得の返還）	（不正利得の返還）
第１４条　市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。	第１３条　市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。
（受給権の譲渡等の禁止）	（受給権の譲渡等の禁止）
第１５条　医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。	第１４条　医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。
（調査等）	（調査等）
第１６条　医療費の受給に係る者は、関係職員の調査又は質問に応じなければならない。	第１５条　医療費の受給に係る者は、関係職員の調査又は質問に応じなければならない。
２　前項に規定する調査又は質問は、医療費の支給に関し必要な事項以外について行ってはならない。	２　前項に規定する調査又は質問は、医療費の支給に関し必要な事項以外について行ってはならない。
３　受給権者は、市長から医療費の支給に関し必要な届出又は書類の提出を求められたときは、速やかに届け出し、又は提出しなければならない。	３　受給権者は、市長から医療費の支給に関し必要な届出又は書類の提出を求められたときは、速やかに届け出し、又は提出しなければならない。
（委任）	（委任）
第１７条　医療費の支給に関し必要な事項は、規則で定める。	第１６条　医療費の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則	附　則
（平成２０年４月１日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令附則第１２条に規定する日までの間の月分に係る重度障害者医療費の経過的特例）	（平成２０年４月１日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令附則第１２条に規定する日までの間の月分に係る重度障害者医療費の経過的特例）
２　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第３５条第１項に規定する高額治療継続者に係る平成２０年４月１日から同令附則第１２条に規定する日までの間の月分の重度障害者医療費については、第１１条の規定は、適用しない。	２　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第３５条第１項に規定する高額治療継続者に係る平成２０年４月１日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令附則第１２条に規定する日までの間の月分の重度障害者医療費については、第１０条の規定は、適用しない。

改正後

（経過措置）

3　平成２０年４月１日から同年７月１日までの月分に係る重度障害者医療費の支給については、第１１条中「当該年度の８月１日から当該年度の翌年度の７月３１日まで」とあるのは、「当該年度の４月１日から７月３１日まで」とする。

別表第１（第６条関係）

負担基準額

世帯区分	負担基準額（円） 入院１日又は通院１回当たり
生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合	0
市町村民税非課税世帯	0
市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯	0
市町村民税所得割課税世帯	３００

備考　この表における世帯に含まれる者は、重度障害者医療費の受給権者及び当該受給権者と生計を一にする者として規則で定める。

別表第２（第６条関係）

重度障害者医療費の額の算定方法

障害者の区分	重度障害者医療費の額の算定方法（月額）	備考
１級	（各月に保険医療機関等に支払った一部負担金の	（１）給付さ

改正前

（経過措置）

3　平成２０年４月１日から同年７月１日までの月分に係る重度障害者医療費の支給については、第１０条中「当該年度の８月１日から当該年度の翌年度の７月３１日まで」とあるのは、「当該年度の４月１日から７月３１日まで」とする。

別表第１（第５条関係）

重度障害者医療費の額の算定方法

障害者の区分	重度障害者医療費の額の算定方法（月額）	備考
重度	各月に保険医療機関等に支払った療養の給付の代金 － 医療費に対する給付又は附加給付に相当する額	（１）　給付さ

改正後		
又は２級の精神障害者	額（精神疾患に係るものを除く。）－医療費に対する給付又は附加給付に相当する額）×１／２	れる食事療養及び生活療養に係る負担額は、療養の給付の代金から除く。 （２）社会保険各法以外の法令により医療の給付を受けた場合においては、当該法令の規定により国等が負担する額を控除する。

別表第３（第６条関係）

特定疾病者医療費の額の算定方法

特定疾病者医療費の額の算定方法（月額）	備考

改正前		
知的障害者又は１級若しくは２級の身体障害者		れる食事療養及び生活療養に係る負担額は、療養の給付の代金から除く。 （２）社会保険各法以外の法令により医療の給付を受けた場合においては、当該法令の規定により国等が負担する額を控除する。 （３）左の算定方法により算出した額に１００円未満の額が生じるときは、当該額を切り捨てる。
１級又は２級の精神障害者	（各月に保険医療機関等に支払った療養の給付（精神疾患に係る療養の給付を除く。）の代金）－（医療費に対する給付又は附加給付に相当する額）×$\frac{1}{2}$	

別表第２（第５条関係）

特定疾病者医療費の額の算定方法

特定疾病者医療費の額の算定方法（月額）	備考

改正後		
社会保険に基づき各月に保険医療機関等に支払った特定疾病に係る療養の給付の代金	－ １０，０００円	特定疾病者医療費の支給額は、１０，０００円を限度とする。

改正前		
社会保険に基づき各月に保険医療機関等に支払った特定疾病に係る療養の給付の代金	－ １０，０００円	特定疾病者医療費の支給額は、１０，０００円を限度とする。

児童育成手当支給条例改正概要

1　公的年金等を受けることができる場合の児童育成手当の支給について

	改正前	改正後
内容及び根拠条項	ア　児童育成手当を支給しない要件に該当（＝非受給資格者） ・第４条第３項	ア　児童育成手当の支給を受ける要件に該当（＝受給資格者） ・第４条第３項の削除 イ　児童扶養手当が全額支給停止の場合における支給の制限 ・第９条第２項の新設

【参考】

（１）児童扶養手当算定額＞公的年金等受給額の場合

児童扶養手当４１，０２０円－公的年金等２０，０００円

＝児童扶養手当２１，０２０円（一部支給）⇒児童育成手当支給

（２）児童扶養手当算定額≦公的年金受給額の場合

児童扶養手当２０，０００円－公的年金等２０，０００円

＝児童扶養手当０円（全部停止）⇒児童育成手当支給停止

2　経過措置について

本来は、認定申請月の翌月分から支給開始。

ただし、平成２６年１２月１日から平成２７年３月３１日までの間において公的年金等受給に係る認定申請をした場合、児童扶養手当の支給に合わせて

（１）平成２６年１２月１日において現に改正後の児童扶養手当法の支給要件（以下「新支給要件」という。）に該当している者

⇒平成２６年１２月分から支給開始

（２）平成２６年１２月１日から平成２７年３月３１日までの間に新支給要件に該当するに至った者

⇒新支給要件に該当するに至った月の翌月分から支給開始

流山市児童育成手当支給条例（昭和５７年流山市条例第９号）新旧対照表

改正後	改正前
（略）	（目的）
	第１条　この条例は、父又は母と生計を同じくしていない児童について、児童育成手当を支給することにより、家庭生活の安定と児童の健全な育成を助長し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
（略）	（受給者の責務）
	第２条　児童育成手当（以下「手当」という。）は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであって、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従って用いなければならない。
（定義）	（定義）
第３条　この条例において「児童」とは、２０歳未満の者をいう。	第３条　この条例において「児童」とは、２０歳未満の者をいう。
２　この条例において「在学中の児童」とは、児童のうち、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日の属する年の４月１日（以下「基準日」という。）以後、高等学校、高等専門学校又は特別支援学校に在学する者をいう。	２　この条例において「在学中の児童」とは、児童のうち、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日の属する年の４月１日（以下「基準日」という。）以後、高等学校、高等専門学校又は特別支援学校に在学する者をいう。
	３　この条例において「公的年金給付」とは、児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号。以下「法」という。）第３条第２項に定める給付をいう。
３　この条例において「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。	４　この条例において「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。
（支給要件）	（支給要件）
第４条　市は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者であって、本市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているもの（本市の住民基本台帳への記録がないことについて市長がやむを得ないと認める者を含む。）に対し、手当を支給する。	第４条　市は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者であって、本市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているもの（本市の住民基本台帳への記録がないことについて市長がやむを得ないと認める者を含む。）に対し、手当を支給する。
（１）　次のアからクまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合　当該母	（１）　次のアからクまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合　当該母
ア　父母が婚姻を解消した児童	ア　父母が婚姻を解消した児童

改正後	改正前
イ　父が死亡した児童	イ　父が死亡した児童
ウ　父が児童扶養手当法施行令（昭和３６年政令第４０５号。以下「令」という。）別表第２に定める程度の障害の状態にある児童	ウ　父が児童扶養手当法施行令（昭和３６年政令第４０５号。以下「令」という。）別表第２に定める程度の障害の状態にある児童
エ　父の生死が明らかでない児童	エ　父の生死が明らかでない児童
オ　父が引き続き１年以上遺棄している児童	オ　父が引き続き１年以上遺棄している児童
カ　父が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童	カ　父が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童
キ　母が婚姻によらないで懐胎した児童	キ　母が婚姻によらないで懐胎した児童
ク　キに該当するかどうかが明らかでない児童	ク　キに該当するかどうかが明らかでない児童
（２）　次のアからクまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合　当該父	（２）　次のアからクまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合　当該父
ア　父母が婚姻を解消した児童	ア　父母が婚姻を解消した児童
イ　母が死亡した児童	イ　母が死亡した児童
ウ　母が前号ウの令で定める程度の障害の状態にある児童	ウ　母が前号ウの令で定める程度の障害の状態にある児童
エ　母の生死が明らかでない児童	エ　母の生死が明らかでない児童
オ　母が引き続き１年以上遺棄している児童	オ　母が引き続き１年以上遺棄している児童
カ　母が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童	カ　母が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童
キ　母が婚姻によらないで懐胎した児童	キ　母が婚姻によらないで懐胎した児童
ク　キに該当するかどうかが明らかでない児童	ク　キに該当するかどうかが明らかでない児童
（３）　第１号アからクまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号アからクまでのいずれかに該当する児童（同号イに該当するものを除く。）の母がない場合であって、当該母以外の者が当該児童の養育（児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）をするとき、前号アからクまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合（父がない場合を除く。）若しくは同号アからクまでのいずれかに該当する児童（同号イに該当するものを除く。）の父がない場合であって、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であって、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき　当該養育者	（３）　第１号アからクまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号アからクまでのいずれかに該当する児童（同号イに該当するものを除く。）の母がない場合であって、当該母以外の者が当該児童の養育（児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）をするとき、前号アからクまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合（父がない場合を除く。）若しくは同号アからクまでのいずれかに該当する児童（同号イに該当するものを除く。）の父がない場合であって、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であって、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき　当該養育者

改正後	改正前
2　前項の規定にかかわらず、手当は、**母又は養育者**に対する手当にあっては児童が次の各号**のいずれか児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号。以下「法」という。）第４条第２項第２号から第４号**までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあっては児童が次の各号又は同項第２号**、第５号若しくは第６号**のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。 （１）　１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある児童のうち、第１子の児童であるとき。 （２）　基準日以後にある１８歳以上の児童で在学中の児童以外の者（令別表第１に定める程度の障害の状態にある第２子以降の児童を除く。）であるとき。	2　前項の規定にかかわらず、手当は、**母**に対する手当にあっては児童が次の各号**又は法第４条第２項第２号から第８号**までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあっては児童が次の各号又は同項第２号**から第４号まで若しくは第１０号から第１３号まで**のいずれかに該当するとき**、養育者に対する手当にあっては児童が次の各号又は同項第２号から第７号まで若しくは第９号のいずれかに該当するとき**は、当該児童については、支給しない。 （１）　１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある児童のうち、第１子の児童であるとき。 （２）　基準日以後にある１８歳以上の児童で在学中の児童以外の者（令別表第１に定める程度の障害の状態にある第２子以降の児童を除く。）であるとき。
	3　第１項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあっては当該母が、父に対する手当にあっては当該父が、養育者に対する手当にあっては当該養育者が国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第３２条第１項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第１条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるときは、支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。
（略）	（支給の調整） 第４条の２　同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。 2　同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。
（略）	（手当の額） 第５条　手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、児童１人

改正後	改正前
（略）	につき、次の各号に掲げる区分に応じた額とする。 （１）　１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある第２子以降の児童　４，０００円 （２）　基準日以後にある１８歳以上の児童　次に掲げるとおりとする。 ア　令別表第１に定める程度の障害の状態にある第２子以降の者（在学中の児童を除く。）　４，０００円 イ　在学中の児童（ウに該当するものを除く。）　２０，０００円 ウ　令別表第１に定める程度の障害の状態にある第２子以降の在学中の児童　２４，０００円 （申請及び認定等） 第６条　手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）であって手当の支給を受けようとするものは、市長に申請し、その受給資格及び手当の額の認定を受けなければならない。 ２　前項の規定による認定の申請があったときは、市長は速やかにその内容を審査し、認定の可否を決定し、かつ、その旨を当該申請に係る者に通知するものとする。 ３　第１項の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）が、手当の支給要件に該当しなくなった後、再びその要件に該当するにいたった場合は、その該当するにいたった後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。 （支給期間及び支払期月） 第７条　手当の支給は、受給権者が前条第１項の規定による認定の申請をした日の属する月の翌月（第５条第２号イ又はウに該当する児童に係る受給資格者が当該児童の基準日の属する月の１５日までに申請をしたときは、当該申請をした月）から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。 ２　受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条第１項の規定による認定の申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ
（略）	

改正後	改正前
（略）	後１５日以内にその申請をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の申請をすることができなくなった日の属する月の翌月（第５条第２号イ又はウに該当する児童については、当該児童に係る基準日の属する月）から始める。 ３　手当は、毎年４月、８月及び１２月の３期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。 （手当の額の改定） 第８条　受給権者につき、在学中の児童、父が監護し、かつ、これと生計を同じくする児童、母が監護する児童又は養育者が養育する児童（以下「監護等児童」という。）が新たにあるにいたった場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の申請をした日の属する月の翌月（第５条第２号イ又はウに該当する児童に係る受給資格者が当該児童に係る基準日の属する月の１５日までに申請をしたときは、当該申請をした月）から行う。 ２　前条第２項の規定は、前項の改定について準用する。 ３　受給権者につき、監護等児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。
（支給の制限） 第９条　手当は、受給権者、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及びその扶養義務者（民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条第１項の扶養義務者のうち、受給権者が父又は母の場合は当該父又は母と生計を同じくする者をいい、受給権者が養育者の場合は、当該養育者の生計を維持する者をいう。）の前年の所得（１月から７月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、法第９条から第１３条までの規定の例により算定した額以上であるときは、その年の８月から翌年の７月までは、支給しない。	（支給の制限） 第９条　手当は、受給権者、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及びその扶養義務者（民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条第１項の扶養義務者のうち、受給権者が父又は母の場合は当該父又は母と生計を同じくする者をいい、受給権者が養育者の場合は、当該養育者の生計を維持する者をいう。）の前年の所得（１月から７月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、法第９条から第１３条までの規定の例により算定した額以上であるときは、その年の８月から翌年の７月までは、支給しない。

改正後	改正前
2　手当は、受給権者が法第１３条の２の規定により児童扶養手当の全額につきその支給が停止されているときは、支給しない。	
3　市長は、受給権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、手当の額の全部又は一部を支給しないことができる。 （１）　児童の監護又は養育を著しく怠っていると認められるとき。 （２）　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。	2　市長は、受給権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、手当の額の全部又は一部を支給しないことができる。 （１）　児童の監護又は養育を著しく怠っていると認められるとき。 （２）　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
（略）	（未支払の手当） 第１０条　手当の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていなかった手当があるときは、その者が監護し、又は養育していた児童にその未支払の手当を支払うことができる。
（略）	（不正利得の返還） 第１１条　偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、市長は、その者に支給した手当の額の全部又は一部を返還させることができる。
（略）	（受給権の譲渡等の禁止） 第１２条　手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。
（略）	（調査等） 第１３条　手当の受給に係る者は、当該手当の支給に関する事項について当該職員の調査又は質問に応じなければならない。 ２　手当の受給に係る者は、令別表第１又は別表第２に定める程度の障害の状態にあることにより手当の支給が行われる場合において、児童又は児童の父若しくは母につき市長からその指定する医師の診断を受けさせるべき旨の命令があったときは、速やかに当該診断を受けさせなければならない。
（略）	（届出等） 第１４条　受給権者は、市長に前年の所得の状況及びその年の８月１日における手当の支給に係る現況を届け出なければならない。

改正後	改正前
（略） （略） 附　則 （施行期日） 1　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2　次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号。以下「改正法」という。）附則第4条第3項の規定により児童扶養手当の支給を受ける者（以下「受給対象者」という。）で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前までに児童扶養手当の認定の請求をしたものについては、この条例による改正後の流山市児童育成手当支給条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定による児童育成手当（以下「新手当」という。）の認定の申請をしたものとみなす。 3　前項の規定により新手当の認定の申請をしたとみなされた者及び受給対象者であって施行日から平成２７年３月３１日までに新条例第６条第１項の規定による認定の申請をした者に対する新手当の支給は、新条例第７条第１項の規定に関わらず、改正法附則第４条第３項の規定により児童扶養手当が支給される月から始める。	2　前項に規定するもののほか、受給権者は、市長に手当の支給に係る必要な届出又は書類の提出をしなければならない。 （委任） 第１５条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附　則 （略）

流山市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和３０年流山市条例第６０号）新旧対照表

改正後

（趣旨）

第１条　この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１項の規定により、流山市立保育所の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条に規定する保育所を設置する。

２　保育所は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項の特定教育・保育施設とする。

（名称、位置、収容定員）

第３条　保育所の名称及び位置並びに収容定員は次のとおりとする。

名称	位置	収容定員
流山市立中野久木保育所	流山市中野久木373番地	１２０
流山市立平和台保育所	流山市平和台2丁目6番地の3	１８０
流山市立江戸川台保育所	流山市江戸川台東3丁目5番地	１２０
流山市立向小金保育所	流山市向小金3丁目102番地の1	１２０
流山市立東深井保育所	流山市東深井177番地の2	１２０

（保育の実施の制限）

第４条　乳児又は幼児が次の各号の一に該当する場合は、市長は保育の実施を制限することができる。

（１）　感染性の疾病を有する場合

（２）　身体虚弱のため保育に堪えない場合

（３）　精神病又は悪癖を有する場合

（４）　その他市長が保育所管理上不適当と認めた場合

（休日）

第５条　保育所の休日は、次のとおりとする。ただし、時宜により変更し、又は臨時に休むことができる。

改正前

（趣旨）

第１条　この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１項の規定により、流山市立保育所の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条に規定する保育所を設置する。

（名称、位置、収容定員）

第３条　保育所の名称及び位置並びに収容定員は次のとおりとする。

名称	位置	収容定員
流山市立中野久木保育所	流山市中野久木373番地	１２０
流山市立平和台保育所	流山市平和台2丁目6番地の3	１８０
流山市立江戸川台保育所	流山市江戸川台東3丁目5番地	１２０
流山市立向小金保育所	流山市向小金3丁目102番地の1	１２０
流山市立東深井保育所	流山市東深井177番地の2	１２０

（保育の実施の制限）

第４条　乳児又は幼児が次の各号の一に該当する場合は、市長は保育の実施を制限することができる。

（１）　感染性の疾病を有する場合

（２）　身体虚弱のため保育に堪えない場合

（３）　精神病又は悪癖を有する場合

（４）　その他市長が保育所管理上不適当と認めた場合

（休日）

第５条　保育所の休日は、次のとおりとする。ただし、時宜により変更し、又は臨時に休むことができる。

（１）　日曜日 （２）　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日（当該休日が日曜日である場合を除く。） （３）　１月２日、１月３日及び１２月２９日から１２月３１日まで（これらの日が日曜日である場合を除く。）	（１）　日曜日 （２）　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日（当該休日が日曜日である場合を除く。） （３）　１月２日、１月３日及び１２月２９日から１２月３１日まで（これらの日が日曜日である場合を除く。）
（保育料） 第６条　保育所において保育を受ける者が子ども・子育て支援法に基づき負担すべき額（以下「保育料」という。）は、市長が規則で定める額とする。	
２　前項に規定する保育料は、保育所において保育を受ける者の保護者が市の区域外に居住するときは、当該保護者が現に居住する市町村の定める額とする。	
３　前２項に定めるもののほか、保育時間外に保育所において保育を受ける者の負担すべき額（以下「延長保育料」という。）は、市長が規則で定める額とする。	
（保育料の減免） 第７条　市長は、必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、前条第１項に規定する保育料又は同条第３項に規定する延長保育料を減額し、又は免除することができる。	
（委任） 第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	（委任） 第６条　この条例施行　に関し必要な事項は、市長が定める。

流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例（平成２３年流山市条例第２０号）新旧対照表

改正後	改正前
（設置） 第１条　市は、幼児教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第３０条の規定により、流山市幼児教育支援センター（以下「幼児教育支援センター」という。）を設置し、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく幼稚園として幼児教育支援センターに流山市幼児教育支援センター附属幼稚園（以下「附属幼稚園」という。）を設置する。 ２　幼児教育支援センター及び附属幼稚園の位置は、流山市江戸川台東３丁目２番地とする。 ３　附属幼稚園は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第２７条第１項に規定する特定教育・保育施設とする。	（設置） 第１条　市は、幼児教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第３０条の規定により、流山市幼児教育支援センター（以下「幼児教育支援センター」という。）を設置し、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく幼稚園として幼児教育支援センターに流山市幼児教育支援センター附属幼稚園（以下「附属幼稚園」という。）を設置する。 ２　幼児教育支援センター及び附属幼稚園の位置は、流山市江戸川台東３丁目２番地とする。
（入園資格） 第５条　附属幼稚園に入園できる者は、本市内に住所を有する満４歳に達した日後最初の４月１日から小学校就学の始期に達するまでの間にある幼児とする。 ２　前項の規定にかかわらず、特に必要がある者として教育委員会規則で定める幼児については、附属幼稚園に入園させることができる。	（入園資格） 第５条　附属幼稚園に入園できる者は、本市内に住所を有する満４歳に達した日後最初の４月１日から小学校就学の始期に達するまでの間にある幼児とする。
（保育料） 第７条　附属幼稚園において教育を受ける場合において、法に基づき保護者が負担すべき額（以下「保育料」という。）は、９，０００円を限度として教育委員会規則で定める。	（授業料等の額） 第７条　附属幼稚園の授業料及び入園料（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。 （１）　授業料　前条の規定により入園を許可された幼児（以下「園児」という。）１人につき年額１０８，０００円 （２）　入園料　園児１人につき５，０００円
（保育料の納付） 第８条　月の初日に附属幼稚園に在籍する第６条第１項の規定により入園を許可された幼児の保護者は、毎月１５日（８月については９月１５日とす	（授業料の納付） 第８条　月の初日に附属幼稚園に在籍する園児の保護者は、毎月１５日（８月につい

改正後	改正前
る。）までに保育料を市長が指定する方法により納付しなければならない。	ては９月１５日とする。）までに授業料の年額の１２分の１に相当する額を市長が指定する方法により納付しなければならない。
２　保育料の納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合にあっては、その日後において最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日を保育料の納付期限とする。	２　前項に規定する授業料の納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合にあっては、その日後において最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日を授業料の納付期限とする。
	（入園料の納付）
	第９条　園児の保護者は、入園料を市長が別に定める日までに市長が指定する方法により納付しなければならない。
（保育料の減額又は免除）	（授業料等の減額又は免除）
第９条　市長は、必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、保育料の一部を減額し、又は免除することができる。	第１０条　市長は、必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、授業料等の一部を減額し、又は免除することができる。
（保育料の還付の制限）	（授業料等の還付の制限）
第１０条　納付された保育料は、これを還付しない。ただし、前条の規定により保育料を減額し、又は免除する場合は、この限りでない。	第１１条　納付された授業料等は、これを還付しない。ただし、前条の規定により授業料等を減額し、又は免除する場合は、この限りでない。
（委任）	（委任）
第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。	第１２条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。